

大腸がん検診実施要領（集団検診方式）

（目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、大腸がんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が、集団検診実施事業者（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する大腸がん集団検診業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する40歳以上の者（以下「受診者」という。）とする。ただし、年齢は当該年度3月31日時点の年齢とする。

2 検診回数は、同一人につき年1回とする。

（実施期間）

第3 大腸がん集団検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（実施日時）

第4 この検診の実施日及び実施時間については、甲が計画し、乙と協議のうえ決定する。

（検診費用）

第5 乙は、検診費用として、受診者から300円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

（検診取扱い者）

第6 この検診は、乙に所属する一般社団法人千葉市医師会会員である医師が行うものとする。

（受診券及び検診票の配布）

第7 甲は、この検診の受診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付し、実施日及び実施会場を通知する。この時、次に掲げる事項を記載した資料を同封し、受診者に説明を行うものとする。

- （1）便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（便潜血検査の再検は不適切であること
- （2）精密検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること
- （3）精密検査結果は甲へ報告されること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、乙がその結果を共有すること
- （4）検診の有効性（便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）などの検診の不利益
- （5）検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であること
- （6）大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置すること

2 甲は、乙に対し、「大腸がん検診票」（以下「検診票」という。）を配布する。

（検診方法）

第8 受診者は、受診券及び第5に定める検診費用を実施会場に持参し、検診を受けるものとする。

る。

2 検査項目は次のとおりとする。

(1) 問診

検診受診状況等を聴取する。

(2) 便潜血検査

ア 「免疫便潜血検査法」を使用し、原則として2日連続採便（2日法）とする。

イ 便潜血キットは、和光純薬工業製LタイプIGオートHem（金コロイド法）自動分析装置機器は、FOBITWAKO（II）を使用し、カットオフ値は100ng/mLとし、日本消化器がん検診学会の「大腸がん検診マニュアル（2021）」に記載された方法に準拠して行う。

(3) 甲は採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者に説明する。

（検体の回収、保存および検査）

第9 乙は次のとおり検体を回収、保存および検査を行う。

(1) 採便後即日（2日目）回収を原則とする。

(2) 検体回収後原則として24時間以内に測定をする。（検査提出数が想定以上多かった場合を除く）

(3) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間、あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存する。

(4) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存する。

（検診結果の判定）

第10 乙は次のように検診結果を区分するものとする。

便潜血検査の結果については、1回でも陽性になった者を精密検査の対象とし、「精密検査不要」、「要精密検査」と区分するものとする。

（受診者への結果通知）

第11 乙は、検診の結果、前条に規定する「精密検査不要」と判定された者に対し、定期的な検診受診を勧める内容の結果通知を作成し、4週間以内に受診者に通知する。ただし、乙は結果通知を甲に提出することも可能とする。

2 甲は、乙から受け取った結果通知について、受診者に通知するものとする。

3 甲は、検診の結果、精密検査を必要とする者に対し、「千葉市大腸がん精密検査結果連絡票」を送付し、精密検査実施医療機関において、精密検査を受けるように案内するものとする。

（記録の整備）

第12 乙は、次のように記録を整備するものとする。

(1) 検診受診者の氏名、性別、生年月日、住所

(2) 問診及び検診結果が記載された検診票

2 乙は、前項各号に定める記録を少なくとも5年間は保存しなければならない。

（委託料の支払い）

第13 この検診の委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

（システムとしての精度管理）

第14 甲および乙は、適切な方法および精度管理の下で大腸がん検診が円滑に実施されるよう、国が示すチェックリスト等を参考に、大腸がん検診の精度管理に努める。

2 乙は、がん検診の結果及びそれに関わる情報について、甲や医師会等から求められた項目を全て報告する。

3 乙は、事故が発生した場合、適切な措置を講ずるため、速やかに甲に報告することとする。
(事業評価)

第15 乙は検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応的中度等のプロセス指標値を把握する。

2 乙は、プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。

3 乙は、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努める。

(広報)

第16 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、パンフレット等を活用し、大腸がん検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

(規定外事項)

第17 この要領に定めるもののほか、大腸がん集団検診の実施に関し、必要な事項については、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。